

賛助会員規程

(趣 旨)

第1条 この規程は公益財団法人愛知県シルバーサービス振興会の定款第58条第2項の規定に基づき会員の入会及び退会並びに入会金及び会費の納入、その他会員に関し必要な事項を定めるものとする。

(資 格)

第2条 会員は、この法人の目的、事業に賛同する法人、団体並びに個人で、シルバーサービスに携わるものとして責任と義務を負うことができるもの又はシルバーサービスの振興に熱意と知識を有するものとする。

(会員の種類)

第3条 この法人の会員は、次の2種類とする。

- (1)正会員 この法人の目的に賛同して入会したもの。
- (2)準会員 この法人の目的に賛同し、事業の推進を援助するために入会したもの。

(入 会)

第4条 入会しようとする者は、入会申込書により、理事長あてに申込みものとする。
2 入会は、理事会において、その可否を決定する。

(入会金及び年会費)

第5条 会員は、別表に掲げる入会金及び年会費を納入しなければならない。
2 会員は、入会金及び年会費を指定した銀行口座へ払い込むものとする。

(会員の自動継続)

第6条 会員の加入期間は、退会の申し出が無い限り、毎年自動的に継続されるものとする。

(退 会)

第7条 退会しようとする会員は、退会届を理事長あてに提出するものとする。

(除 名)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する時は、理事会において理事総数の4分の3以上の議決により除名することができる。この場合、理事会において議決する前に、

当該会員に対し弁明の機会を与えるものとする。

- (1) 振興会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (2) 振興会の規則に違反したとき。
- (3) 会費を納期から1年を超えて納入しないとき。

(会費等の不返還)

第9条 会員が既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金は返還しない。

(会員の特典)

第10条 会員は、次の特典を受けることができる。

- (1) 情報誌の定期的な送付
- (2) 振興会が発行するその他の印刷物の送付
- (3) 振興会が主催、共催する研修会、セミナー等への優先的参加
- (4) 振興会が行う調査研究成果の提供
- (5) 各種情報のメールでの優先的な配信

(会費の使途)

第11条 第4条の会費及び入会金は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(改 廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(委 任)

第13条 この規程に定めるもののほか、会員について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人愛知県シルバーサービス振興会の設立の登記の日から施行する。